別記様式第６号（第９条関係）その１

昇降機工事監理状況調書

（工作物で観光のためのもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 確　　認　　項　　目 | 添付書類 |
| エレベーター | 機械室・昇降路 | １ | 機械室に通ずる階段の構造、機械室の出入口の構造は規定どおりである。 |  |
| ２ | 機械室の面積、床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は規定どおりである。 |  |
| ３ | 機械室には換気上有効な開口部又は換気設備が設置されている。 |  |
| ４ | 機械室・昇降路内にはエレベーターに必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。 |  |
| ５ | 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に支障がない。 |  |
| ６ | 受電盤、制御盤等の取付状況に支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。 | データ |
| ７ | 機械室機器・昇降路内の耐震対策に支障がない。 |  |
| ８ | 調速機・非常止め装置の作動及び作動速度は適切である。 | データ |
| ９ | 主索等は規定どおりで、取付状況に支障がない。 | データ |
| １０ | 主索の緩み検出装置の作動は適切である。 |  |
| １１ | 頂部すき間、ピット深さは、規定の寸法が確保されている。 | データ |
| １２ | 上部・下部リミットスイッチ、頂部・ピット安全距離確保スイッチ等の位置及び作動は適切である。 |  |
| １３ | 昇降路出入口戸のドアーインターロックスイッチ、ドアクローザーの作動は適切である。 |  |
| １４ | 緩衝器の取付状況、動作に支障がない。 |  |
| １５ | ガイドレール、ブラケットの取付状況に支障がない。 |  |
| １６ | 綱車、そらせ車、つり車の取付状況に支障がない。 |  |
| １７ | つり合おもりの取付状況に支障がない。 |  |
| かご | １ | かご上・かご内安全スイッチ、かご出入口戸の開閉装置、ドアースイッチ等の作動は適切である。 |  |
| ２ | かご内には、用途・積載量等を明示した標識が設置されている。 |  |
| ３ | 外部への連絡装置、停電灯設備の作動は適切である。 |  |
| ４ | 昇降路出入口の床先とかごの床先の水平距離、及びかごの床先と昇降路壁との水平距離は規定の寸法以下である。 | データ |
| ５ | かごの構造、寸法は規定どおりである。 |  |
| ６ | はかり装置の作動は適切である。 |  |

その２

|  |  |
| --- | --- |
| 確　　認　　項　　目 | 添付書類 |
| エレベーター | 油圧ＥＶ | １ | 電動機の空転防止装置の作動及び作動時間は適切である。 | データ |
| ２ | 油圧パワーユニットの取付状況、動作等に支障がない。 |  |
| ３ | 安全弁、逆止弁、油温保持装置の作動は適切である。 | データ |
| ４ | 圧力配管には圧力計を設けている。 |  |
| ５ | プランジャー、プランジャーストッパー、シリンダーの取付状況に支障がない。 |  |
| その他 | １ | 建築材料は規定の材料が使用されている。 |  |
| ２ | 管制運転の作動は適切である。 |  |
| ３ | 速度、荷重試験の数値は適切である。 | データ |
| エスカレーター | 機械室 | １ | 電動機、駆動機、ブレーキ、踏段駆動装置、手すり駆動装置等の取付状況、動作等に支障がない。 |  |
| ２ | 受電盤、制御盤等の取付状況に支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。 | データ |
| ３ | 駆動鎖安全スイッチ、踏段鎖安全スイッチ、非常停止スイッチ等の作動は適切である。 |  |
| 乗場・中間部 | １ | エスカレーターの構造、寸法は規定どおりである。 |  |
| ２ | 手すり、踏段、くし板等の取付状況、動作等に支障がない。 |  |
| ３ | 非常停止スイッチ、昇・降起動スイッチ、警報・運転休止スイッチ、スカートガードスイッチ、手すり入込口スイッチ等の作動は適切である。 |  |
| ４ | 踏段とスカートガードのすき間の寸法は適切である。 |  |
| ５ | 安全装置作動時の制動距離は適切である。 | データ |
| ６ | トラスのかかり代長さは適切である。 | 写真 |
| その他 | １ | 交差部固定保護板、交差部可動警告板、誘導柵、進入防止用仕切板等の取付状況に問題がない。 | 写真 |
| ２ | 防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。 |  |
| ３ | 速度、荷重試験の数値は適切である。 | データ |

注

確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。